

新型インフルエンザ対策行動計画

平成20年9月作成
平成21年9月改定

犬山ガス株式会社

目次

	ページ
1. 総則	2
1－1 目的	2
1－2 行動計画の内容	2
1－3 基礎知識	2
2. 感染予防・拡大防止策	4
2－1 一般的な予防対策	4
2－2 事業者としての対策	6
3. 事業継続計画	8
3－1 基本方針と前提条件	8
3－2 優先業務の選定	9
3－3 非優先業務の停止	1 1
3－4 出勤を停止した場合の措置	1 1
3－5 通勤について	1 1
3－6 人員計画	1 2
3－7 供給停止区域発生時の措置	1 2
3－8 社会・お客さまへの広報	1 2
4. 対策本部の設置	1 2
5. 教育・訓練	1 3

1. 総則

1 - 1 目的

この行動計画の目的は、新型インフルエンザが日本国内において大発生した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、都市ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を事前に定めることを目的とする。

1 - 2 行動計画の内容

上記の目的を達成するため、下記の視点から行動計画を策定する。

(1) 人命が最優先

お客さま、都市ガスの供給継続に資する関連事業者さま、都市ガス事業者の従業員（家族含む）の人命保護を最優先とする。

(2) 感染拡大の防止

予防対策を整え、防疫資材等を確保し、都市ガス事業者としての社会的責任も考慮し、お客さま、関連事業者等への感染拡大防止に努める。また従業員等に感染者が発生した場合には、官公庁の指示に従いながら、情報を事業者内外に適切に発信し、感染拡大の防止を図る。

(3) 都市ガス事業の継続

都市ガスの供給を可能な限り平常時と同じレベルに保つように努める。そのために必要な取引先、協力企業との協議も行う。

1 - 3 基礎知識

(1) 新型インフルエンザ

新型インフルエンザウイルスとは、動物のインフルエンザウイルスが、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと容易に感染できるようになったもの

で、このウイルスが感染して起こる疾患を新型インフルエンザという。

新型インフルエンザウイルスは、人類にとっては未知のウイルスであり、人は免疫を持っていないため、容易に人から人へ感染して拡がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性がある。

新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分の人が免疫を持っていないため、通常のインフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人が罹患することが想定されている。それと同時に肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も通常のインフルエンザよりも高くなる可能性がある。

また、過去大流行したスペイン・インフルエンザにおいては3回の流行の波があった。今後、発生が予想される新型インフルエンザも同様に流行の波があり、一つの波が約2か月続き、その後流行の波が2～3回あると考えられている。そのため、一度流行が終わったとしても、次の流行に備えて更なる対策を行う必要がある。

（2）被害予測

新型インフルエンザは全人口の25%が罹患し、流行が8週間程度続くと予想されている。また従業員や家族の罹患等により、従業員の最大40%が罹患することが予想される。

（3）発生段階

新型インフルエンザへの対策は、その状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定し、各状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。このため、国によって、表-1のような5つの段階に分類されている。この段階の決定については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げを注視しながら、外国での発生状況や国内サーベイランスの結果を参考にして、国の新型インフルエンザ対策本部が決定することとされている。

表―1 新型インフルエンザ発生段階の区分

発生段階	状態
前段階（未発生期）	新型インフルエンザが発生していない段階
第一段階（海外発生期）	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階（国内発生早期）	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階 （感染拡大期／まん延期 回復期）	国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事態が生じた場合
第四段階（小康期）	患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態

（４）新型インフルエンザの発症予防や重症化防止に効果が期待できるワクチン

パンデミックワクチンとプレパンデミックワクチンがある。パンデミックワクチンとは、実際に出現した新型インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンであり、国によって、国民全員分を製造する計画である。発症予防や重症化防止の効果があると考えられているが、実際に新型インフルエンザが発生しなければ製造できない。また現在の製造方法では、製造から出荷まで６ヶ月程度もかかり、国民全体にいきわたるには１年以上かかるとも言われている。

プレパンデミックワクチンとは、新型インフルエンザウイルスが発生する前に、鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンである。国は、鳥インフルエンザウイルス（H5N1）に対するワクチンをプレパンデミックワクチン原液として製造、備蓄している。しかしながら、医学的には完全な予防策は現時点ではなく、それを前提とした行動計画の策定が求められる。

２．感染予防・拡大防止対策

２－１ 一般的な予防対策

（１）手洗い

手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することが推奨される。流水と石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。手洗いは、流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。

速乾性擦式消毒用アルコール製剤(アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬)は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

(2) 咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみがでる時に、他人にうつさないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部(袖口)で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物(鼻汁・痰など)を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

(3) 生活上の注意点

・適切な住環境の維持

日常的な清掃の実施により、室内環境を清潔に保つよう心がける。また、加湿器等を利用して、十分な湿度を保つとともに適度な室温を維持する。

・規則正しい生活の実践

ウイルスへの抵抗力を高めるため、十分な休養、適切な食事、適度な運動を心がける。

・各家庭で保存食料や生活必需品を備蓄しておくことが望ましい。

・発生国への渡航

外務省の渡航情報に従うが、新型インフルエンザ発生国への渡航は公的・私的を問わず止むを得ない場合に限ることが望ましい。

2-2 事業者としての対策

(1) 予防段階・第一段階

①職場の清掃・消毒

通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、最低1日1回は行うこと。

②通常のインフルエンザワクチンの接種推奨

通常のインフルエンザの罹患者による医療機関の混乱を防止するため、医療機関で通常のインフルエンザの予防接種を受けるよう推奨する。

(※副作用リスクがあることも十分に周知すること。)

③感染防止策に有効な个人防护具と衛生用品の備蓄

下記のような个人防护具と衛生用品の備蓄をしておく。供給継続に資する関連事業者にも確保するよう要請する。(期間は40日間を想定) またマスクと手袋は使い捨てとすること。

●マスク

- ・内勤(オフィスワーク)時用

医療用のサージカルマスク、もしくは家庭用の不織布製のマスクを使用すること。

- ・公共交通機関での通勤時用、外勤時、来客対応時用

N95マスクのような密閉性の高いマスクを使用すること。

●手袋

ゴム製の使い捨て手袋を使用すること。

●ゴーグル、フェイスマスク

ゴーグルやフェイスマスクは、眼の結膜からの感染を防ぐため、必要に応じ、着用すること。

●その他

ウェットティッシュ、消毒薬、検温計(非接触型もあり)を用意すること。

④感染防止策に有効な个人防护具と衛生用品の管理体制の構築

个人防护具を外した後は、个人防护具にウイルスがついている可能性もあるので、すぐに手洗いや消毒用アルコール製剤による消毒を行う。また、廃棄場所を一箇所に定め、その処分をする人も感染しないよう十分に注意すること。

⑤職場で感染した可能性がある者が発見された場合の対応準備

発生段階に応じた診療機関や学校等の臨時医療施設を確認し、従業員に周知を行う。
また（２）⑤で記す作業訓練を行い習熟しておく。

（２）第二段階以降

①一般的な留意事項

従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- ・出勤前に検温し、３８度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出勤しないこと。
- ・勤務中・通勤時には常時マスクを着用すること。
- ・不要不急の外出や集会（会議含む）を自粛するとともに、不特定多数の集まる場所に近寄らないようにすること。
- ・外出を余儀なくされた場合も公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないこと。
- ・症状のある人（咳やくしゃみなど）には極力近づかないこと。接触した場合、手洗い、洗顔などを行うこと。
- ・手で顔を触らないこと（接触感染を避けるため）。

②職場への入場制限等

- ・供給継続業務に資する関連事業者を除き、原則として職場に入場させない。
- ・お客さまについても、原則としては入場を避けて頂く。
止むを得ず、入場される場合には、その場所を限定し、応対者は別に定める装備を装着し、かつ訪問者（お客さま含む）にも装着して頂く。
- ・職場への入退室時には、出入り口等で手指のアルコール消毒を行う。お客さまや取引先についても実施して頂く。

③職場の清掃・消毒

毎日、職場の清掃・消毒を行う。特に多くの人々が接する場所（トイレ等）は、清掃・消毒の頻度を上げること。

④従業員の健康状態の確認等

欠勤した従業員本人や家族の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握を行い、本人や家族が感染した疑いがある場合には連絡

し、医師の許可があるまで出勤しないよう指導する。

⑤事業所で従業員が発症した場合の対処

- ・発症の疑いのある者を会議室に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で会議室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。
- ・保健所等に設置される予定の発熱相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養まで治療方針は刻々と変化するので、発症者を確認するたびに指示を仰ぐこと。
- ・上記のような対応は消防署（救急）、保健所が行うべきとの考えもあるが、第二段階以降は社会的な混乱も発生していることが予想されることから、自助努力も最大限度図れるようにしておく。

⑥従業員の家族が発症した場合の対処

- ・従業員本人だけでなく、同居する家族等の発症や従業員の感染者との接触についても把握すること。
- ・同居家族が発症した場合、従業員自身又は連絡を受けた事業者は、発熱相談センター（保健所）に連絡して指示を仰ぐこと。
- ・濃厚接触の可能性が高いと判断される場合は、保健所から外出自粛等を要請されるので、指示に従うこと。
- ・自宅待機等の期間が経過した後も発症しなかった場合は、発熱相談センター（保健所）の意見も踏まえ、その時点で改めて出社の可否を検討する。

3. 事業継続計画

3-1 基本方針と前提条件

(1) 生命が最優先

お客さま、当社従業員（家族含む）、供給継続に資する関連事業者、の生命保護は事業継続に優先する。

(2) 目的

都市ガスの供給について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ

以外の業務については継続は必須でなく、人命保護・感染拡大防止の観点から、むしろ中止・抑制すべきである。特にお客さまと面对する業務は最小限度に留める。

(3) 被害想定

当社従業員の40%が欠勤し、流行が8週間続くと想定。

他の社会機能維持者(※)は最低限度の稼動がなされていると想定。

※治安を維持する者、ライフライン事業者(電力・ガス・水道)、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者

(4) 事業計画の発動

以下の事業計画は、原則として国による第二段階移行が宣言された時点で発動するが、最終的には対策本部長が発動する。

(5) 救援体制について

実際の流行時には、日本国内全体で流行することになる可能性が高く、また一部地域の流行であっても、人命優先と感染拡大防止の観点から、都市ガス事業者間で人の移動を伴う相互応援は非常に困難となる。

3-2 優先業務の選定

当社は、自らの業務を下表の2つに分類する。

区分	名称	内容
A	優先実施業務	都市ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務(システム、広報、電話受付、勤務管理等)
B	非優先業務	都市ガスの供給の継続に直接関与しない業務

<区分例>

下表-2を参考に各部署において、供給維持に必要な業務を洗い出し、その実施方法を定めておく。面对業務は可能な限り最大限度抑制する。

表―2 業務の区分例

部門	業務	区分	備考
供給	供給管理、圧力管理	A	中長期的な供給計画除く
	主要導管の維持管理	A	主要ガバナ、計量所、ホルダー含む。
	主要導管以外の維持管理	B	法定の漏えい調査含む
	ガス導管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものはA
緊急 保安	ガス漏れ、供給支障対応の要員	A	(注1)
総務 人事 経理 広報	2. の感染拡大に係る業務	A	
	4. の対策本部支援業務	A	
	労務管理	A	
	経理処理	A	但し、最低限度
	広報	A	業務停止を行うことの広報やマスコミ対応が必要。
	上記以外 福利厚生等	B	
お客さ ま関連 業務	定期保安巡回	B	法定周知・調査含む
	開閉栓	B	新設開栓含む(注2)
	検針	B	
	面对しての料金収受	B	銀行振り込み等は継続
	電話受付	A	
	内管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものはA
	ガス機器販売、修理	B	(注2)
	新規営業	B	
資材	供給継続に必要な資材類(導管材料含む)の調達	A	
	上記以外の資材類の調達	B	

(注1)

緊急保安業務のうち、下記の面对が必要なものについても抑制を検討する。

但し、(注2) 参照。

- マイコン復帰 電話復帰頂く。ガス臭い等の異常がない限り出勤しない。
- 灯内内管修理 検知器調査等でメーターガス栓まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓を閉止しガスの使用ができないことを要請する。すなわち、灯内内管の修理は行わない。
- 機器修理 当該機器の使用を中止して頂く。

(注2)

お客さまが社会機能維持者、救急指定病院等、社会的な重要施設であった場合は別途対応する。

3-3 非優先業務の停止

3-2で選定したB（非優先業務）については、原則として第四段階まで行わない。但し、法定業務については、中部経済産業局・中部近畿産業保安監督部へ事前連絡すること。

また、検針については、お客さまと対面せず実施できる場合には、当社経営判断で、マスク等を装着して実施することも可とする。

非優先業務を停止するにあたっては、既予約分の扱い等、停止手順を対策本部にて検討する。

3-4 出勤を停止した場合の措置

(1) 在宅勤務の検討

在宅で可能なものは極力在宅で行う。

(2) 健康管理の徹底

家庭で感染しないよう、不要不急の外出は避け、2-1に記した健康管理を徹底する。

(3) 対策本部との連絡

常に連絡先を対策本部に届出しておくこと。

3-5 通勤について

極力公共交通機関は利用しない。そのため、業務用車・自家用車による通勤を検討する。

3-6 人員計画

- ・ 3-1 に記した条件でA業務が遂行できるよう、あらかじめ従業員・供給継続に資する関連事業者職員の割り当てを行い、本人に周知しておくこと。
- ・ 職場責任者が欠勤した場合に備え、代行者も定めておくこと。
- ・ 要員の健康状態を把握し、適宜業務割り当ての修正を行う。

3-7 供給停止区域発生時の措置

供給停止が発生した場合、または発生する可能性が非常に高いと判断される場合には可能な限り速やかに別表第3に示す関連機関に連絡すること。この場合、中部経済産業局から病院等重要施設には代替供給の検討等の指示が出される場合があるので、協力する。

3-8 社会・お客さまへの広報

新型インフルエンザ流行時に、ガス事業運営に関して、お客さま・地域社会・マスメディア等に情報提供することが望ましい。

4. 対策本部の設置

- (1) 原則として国による第二段階移行が宣言された時点で対策本部を設置する。

その組織表（別表1）を示す。

（第一段階でも、地域の実情に応じて必要な場合には、規模の小さな対策本部を設置する）

対策本部の設置は、社長が決定する。ただし不在の場合にはあらかじめ定めた代行順位（別表1-1）に基づき代行する。

- (2) 的確かつ迅速な対応をはかるため、分担体制（別表2）を整備する。

- (3) 対策本部設置後は、別表3に定めるとおり外部諸機関との連絡を密に取る。

- (4) 対策本部長は、厚生労働省がインフルエンザ流行の終息を宣言した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除または変更する。

＜注意点＞

- ・ 正確な情報を収集するとともに、従業員や取引先、地域住民等に対して情報提供に努める。
- ・ 供給継続に資する関連事業者との連携を密にし、必要に応じて相互支援等を行う。
- ・ 平時より厚生労働省、外務省等から示される情報を注意すること。

5. 教育・訓練

（１）感染予防に関する教育

２－１に記した感染予防に関して、従業員全員に対し教育・訓練を計画して実施する。

（２）感染発生を想定した初動訓練

２－２（２）⑤に記した対応ができるよう訓練しておく。

（３）供給継続に係る訓練

優先業務Ａの指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者はその業務が円滑に実施できるよう訓練しておく。

（４）全体訓練

対策本部の設置から始め、優先業務Ａの遂行に至る一連の流れを確認する。